

特設人権相談所 開設のお知らせ

◇日 時 6月1日(水)
午前10時～午後3時まで

◇場 所 南部町総合会館2階
第3研修室

相談者、人権相談員が相談に応じます。
相談は無料で秘密は固く守られます。

◇相談内容

児童、生徒のいじめや体罰の問題や
家族、相続などについての悩みごと
その他人権に関する事で、どこへ
相談してよいのか分からないなどで
困っていること。

これらの相談に応じますので、気
軽にお出かけ下さい。

◇お問合せ

福祉保健課
64-4836

峡南在宅医療 支援センターご紹介

峡南在宅医療センターは、峡南地域
(市川三郷町・富士川町・身延町・早
川町・南部町)を圏内とした、在宅医
療を提供するための調整支援機関とし
て平成23年4月15日に開所された機
関です。

◇業務内容

- ・在宅医療全般に関する相談と調整
- ・主治医を中心とした在宅医療の提供
への調整
- ・認知症の早期発見と在宅医療への支援
- ・在宅健康管理システムの整備
- ・地域医療従事者育成事業の実施
- ・在宅療養に関する学習会や読書会の
開催
- ・保健、医療、福祉の関係機関との調
整検討会議
- ・その他在宅医療に関すること

◇設置場所

身延町・早川町組合立飯富病院の
一組織として、病院内の2階に設置
されます。

◇運営時間

午前8時30分～午後5時15分

◇お問合せ

峡南在宅医療支援センター
身延町飯富1628
(飯富病院内2F)

☎0556-42-6177

労働力調査にご協力を

景気判断や雇用対策など、大切な
基礎資料となる調査です。

無作為抽出による選定で、御堂区
が調査区域となりました。

調査員が対象世帯へお伺いします
ので、ご理解ご協力をお願いします。

山梨県 統計調査課

☎055-223-1341

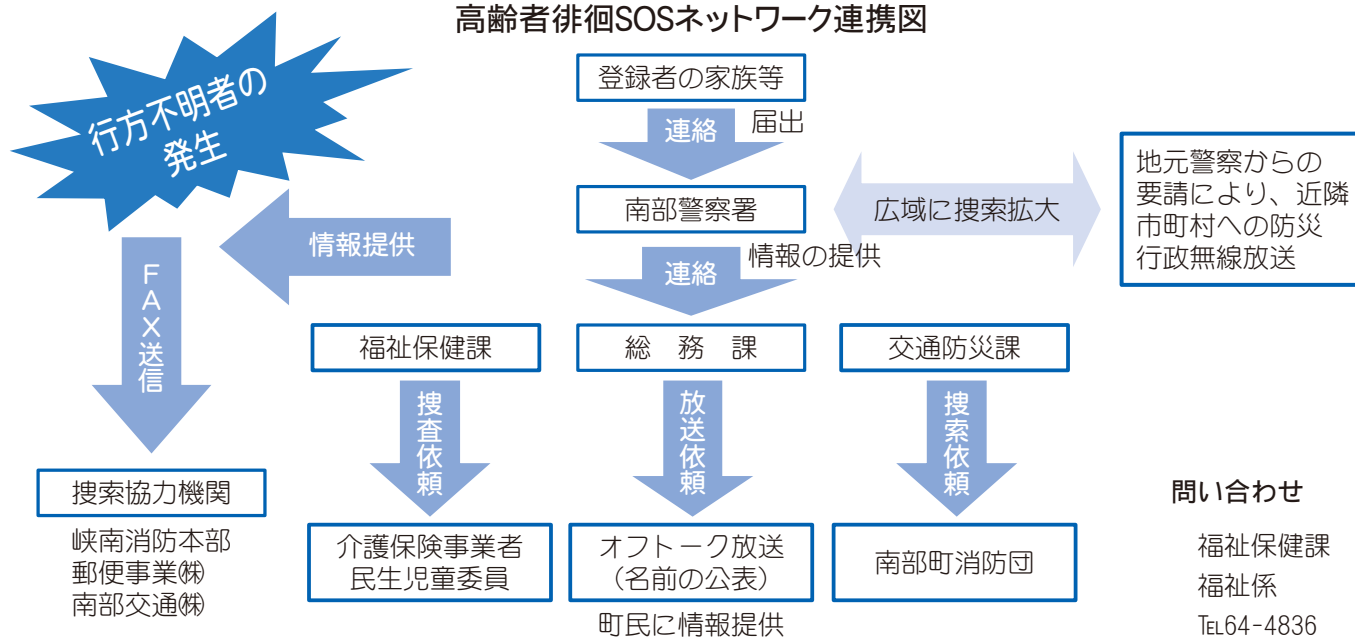
南部町徘徊SOSネットワーク

認知症になると、もの忘れが多くなるために、家を出たとき、自分がどこにいるのかわからなくなり、行方不明となってしまうことがあります。

SOSネットワークは、事前に届出をしておくことで、実際に高齢者等が行方不明になった時、一刻も早く発見し、家族の元に帰れるよう、高齢者の生命と安全を守るためのシステムです。

申請した登録届用紙は、南部町福祉保健課で保管され、そのコピーは申請者・南部警察署で共有し、町民に情報提供して外出する時には、周囲に気を配ってもらうよう依頼します。

高齢者徘徊SOSネットワーク連携図



問い合わせ

福祉保健課
福祉係
Tel.64-4836

甲種防火管理者資格付与講習会

峡南広域行政組合消防本部にて甲種防火管理者資格付与講習会が開催されます。

多くの人が出入りする施設（学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店など）については消防法第8条により防火管理者を定めなければなりません。2日間の講習を修了することによりこの資格が付与されます。まだ資格者のいない事業所はこの機会にぜひ受講して資格を取得してください。

◇受 付 6月13日(月)～6月17日(金)
午前9時～午後4時30分
峡南広域行政組合消防本部及び各消防署にて受付

定員は80名（先着順）

申込書等の詳細についてはお問合せ先でご確認下さい。

◇日 時 7月6日(水)・7日(木)
午前9時～午後5時

◇講習場所

身延町総合文化会館2階会議室

身延町波木井407

◇お問合せ

峡南広域行政組合消防本部

☎ 055-272-1919

URL: <http://www.kyonan.jp/70shobo/index.html>

歯の衛生週間

「みがこうよ

未来へつなげる

じょうぶな歯」

6月4日から10日まで歯の衛生週間となっています。

丈夫な歯で正しい生活をするとも健康になります。ぜひこの機会に自分の生活を見つめなおしてみして下さい。

◇目標

- ・歯の衛生に関する正しい知識を身につけます。
- ・歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図ります。
- ・早期発見、早期治療等の徹底により歯の寿命を延ばし、市民の健康の保持増進に寄与します。

皆様の善意 ありがとうございます

社会福祉協議会

東日本大震災に伴い実施した募金ですが

326万3,252円 (3月～4月末)

となりました。

ありがとうございました。

募金箱については引き続き役場本庁・分庁・アルファセンターに設置しておりますのでご協力をお願い致します。

『守って、電波のルール』

関東総合通信局

総務省では、6月1日から10までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用して頂くための周知・啓発活動及び不法無線局の取り締まりを強化します。私たちの生活や安全に必要なテレビ・ラジオ放送、携帯電話、警察・消防・救急用無線などの電波利用を保護し、安全で豊かな社会を実現するために、電波はルールを守り、正しく使いましょう。

◇お問合せ

関東総合通信局

●不法無線局による混信・妨害

☎ 03-6238-1939

●テレビ・ラジオの受信障害

☎ 03-6238-1945

●地上デジタル放送の受信相談

☎ 03-6238-1944

